

件名	愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例
主管課	健康増進課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】 地域自殺対策緊急強化交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 <u>地域における自殺対策を緊急に強化</u>するために要する経費の財源に充てるため、地域自殺対策緊急強化基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成 24 年 3 月 31 日限り失効。ただし、精算について、条例の規定は、同年 12 月 31 日までの間で精算が完了する日まで効力を有する。）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 事業実施主体 県、市町</p> <p>2 事業実施期間 平成 21～23 年度（3 年間）</p> <p>3 事業内容</p> <p>①対面型相談支援事業 関係行政機関や民間団体が行う専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）を活用した自殺対策の相談</p> <p>②電話相談支援事業 関係行政機関や民間団体が行う電話相談</p> <p>③人材養成事業 適切な対応、支援を行う人材の養成</p> <p>④普及啓発事業 自殺予防のための広報啓発</p> <p>⑤強化モデル事業 パトロール活動の支援、一時的避難場所の提供、遺族の支援等、地域の実情を踏まえて事業実施主体が選択する事業</p> <p>4 基金繰入額見込み 1 億 7,000 万円</p> <p>5 基金の残額の処分 基金は平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止し、残高があるときは同年 12 月 31 日までに国庫に納付</p>	